

議案第5号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

国民健康保険事業における財政の健全化及び安定的な運営を図ることを目的に、課税額を改定する。また、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成7年あきる野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「並びに被保険者均等割額」を「及び被保険者均等割額」に改める。

第3条の見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の5.03」を「100分の5.42」に改める。

第5条の見出し中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「26,200円」を「29,200円」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の1.62」を「100分の1.83」に改める。

第8条中「9,000円」を「1万円」に改める。

第9条中「100分の1.53」を「100分の1.75」に改める。

第10条中「12,000円」を「13,200円」に改める。

第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第22条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「18,340円」を「20,440円」に改め、同号イ中「6,300円」を「7,000円」に改め、同号ウ中「8,400円」を

「9,240円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「13,100円」を

「14,600円」に改め、同号イ中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「6,600円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第

703条の5第1項」に改め、同号ア中「に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「5,240円」を「5,840円」に改め、同号イ中「1,800円」を

「2,000円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「2,640円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,380円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,300円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,680円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,600円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,500円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2,500円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

第22条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第6項中「第22条」を「第22条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附則第18項中「平成31年度」を「令和4年度」に、「賦課期日の前日（同日後に出生した場合は、その出生した日）において、同一世帯に18歳未満の子」を「世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児を除く。）」に改め、同項後段中「同一世帯に18歳未満の子」を「世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。